

自宅敷地内への 建設型応急住宅のご案内

令和8年熊本地震で住宅に大きな被害を受けた方で、農業・畜産業などの生業やその他の事情により、自宅敷地内での居住が必要な場合、自宅敷地内へ建設型応急住宅（仮設住宅）を設置できる場合があります。



✓ 対象となる方 次の①または②に該当し、かつ③・④を満たす方が対象です

- ①** 住家が全壊し、居住する住家がない方



※罹災証明などで「全壊」と判定された方

- ②** 住家が半壊以上であって、住家として利用できず、やむを得ず解体する場合



※罹災証明などで「半壊」以上と判定された方が対象です。

- ③** 農業・畜産業などの生業や、その他の事情により、自宅敷地内での居住が必要な方



- ④** 自宅敷地内に仮設住宅を設置できる要件を満たす方



- 敷地が接している道路の幅員が4m以上
- 敷地の間口がおおむね6m以上
- 搬入経路が確保できること（その他、個別の条件があります）

※個別の事情を確認したうえで判断します。

制度のポイント



仮設住宅の設置・撤去費用は公費で負担します。



入居期間は、原則として入居日から2年以内です。



光熱費等は入居者の負担となります。



供与の可否は、個別の事情や敷地条件等を確認して決定します。

※詳細は、市町村窓口でご確認ください。



まずは市町村へご相談ください

自宅敷地内への建設型応急住宅の利用を希望される方は、まずお住まいの市町村窓口へご相談ください。市町村が事情や敷地状況を確認し、県と協議のうえ手続きを進めます。

相談
窓口

お住まいの市町村の窓口へご相談ください

砥用庁舎 福祉課障がい生活支援係 0964-47-1116
中央庁舎 再建支援相談窓口